

## 犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和8年5月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	田中 幸子		2番	宮田 孝	
3番	小川 豊		4番	齋藤 ゆみ	
5番	安田 勝明		6番	斉木 一吉	
7番	宮島 直也		8番	宮地 勝則	
9番	河村 修		10番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	次長	宮田 隆志
統括主査	大藪 剛士	書記	中川 碧
書記	後藤 悠真		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

3番	小川 豊	4番	齋藤 ゆみ
----	------	----	-------



議長                    それでは議案一覧表に基づき、第18号議案から第19号議案を上程します。

                          それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局                説明を始めさせていただきます。

                          議案書1ページをご覧ください。第18号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

                          議案書2ページをご覧ください。番号1番。申請事由は耕作地の隣地であり、一体で耕作管理することで話がまとまったためです。

#### 【議案説明】

                          申請地は譲受人が耕作している土地の隣地です。今後申請地と一体で耕作管理することで話がまとまったため本申請となりました。

                          譲受人は農業経験があります。また、耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

                          続いて番号2番。申請事由は以前より農業に興味があり、申請地隣地に引っ越し申請地で耕作管理を行うためです。

#### 【議案説明】

                          譲受人は現在名古屋市に住んでおります。今後申請地隣地の宅地に引っ越しをする予定で、すでに土地の購入も済んでおります。譲渡人は耕作管理が困難であり、後継者もおりません。そこで今後譲受人が申請地を耕作管理することで話がまとまったため本申請となりました。

本申請は、譲受人が犬山市で初めて農地の権利を取得するため、5月20日に城東地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。譲受人は、申請地で桃やビワを育てること、また、草刈りなどを定期的に行うことで、周囲に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

議案書3ページをご覧ください。

番号3番。申請事由は以前より申請地の管理をしており、申請地を引き継ぎ本格的に耕作管理を行うためです。

#### 【議案説明】

譲受人は以前より申請地の耕作管理を行っております。譲渡人は市外に住んでおり、耕作管理が困難です。そこで今回借人が本申請地を本格的に耕作管理するため本申請となりました。

本申請は、譲受人が犬山市で初めて農地の権利を取得するため、5月20日に城東地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。譲受人は、申請地できゅうりやナスを育てること、また、草刈りなどを定期的に行うことで、周囲に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

続いて、番号4番。申請事由は以前より申請地の管理をしており、申請地を引き継ぎ本格的に耕作管理を行うためです。

#### 【議案説明】

借人は以前より申請地の耕作管理を行っております。貸人は高齢で今後耕作管理が困難になることから、借人が申請地を借りて耕作管理することで話がまとまったため本申請となりました。

た。

本申請は、借人が犬山市で初めて農地の権利を取得するため、5月18日に羽黒地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。借人は、申請地で桃やネギを育てること、また、草刈りなどを定期的に行うことで、周囲に迷惑をかけるないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

議案書の4ページをご覧ください。第19号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定についてです。

議案書の5ページから9ページをご覧ください。今月の案件は、12件です。

整理番号1番及び3番から12番については犬山地区、番号2番については羽黒地区です。

議案の説明は以上です。

議長

ただいま事務局から第18号議案から第19号議案までの説明がありました。これらについて質問とかご意見がある方、挙手をお願いいたします。

ご意見はなさそうなので、ここで地区審議に入らせていただきます。

10分ぐらいということで、14時20分まで地区審議をお願いします。

14時10分 地区審議

14時20分 開議

議長                    それでは、総会を再開します。  
農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見  
の決定を求めます。

                          1番から3番について、城東地区お願いします。  
安田委員                5番の安田です。  
                          1番から3番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長                    4番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員                6番の斉木です。  
                          4番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長                    ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありました  
ので、全委員さんにお諮りします。  
                          第18号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定  
してよいでしょうか。

**【全委員 異議なしの声】**

議長                    それでは本議案について可と決定しました。  
続いて第19号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律  
第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の  
意見決定について意見の決定を求めます。  
                          1番及び3番から12番について、犬山地区お願いします。

宮田委員                2番の宮田です。  
                          1番及び3番から12番について、地区審議の結果、可と認  
めます。

議長                    2番について、羽黒地区お願いします。

齊木委員            6 番の齊木です。  
                         2 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長                ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。  
                         第 19 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長                それでは本議案について可と決定しました。  
                         続いて報告事項について事務局より報告してください。

議長                議案書の 10 ページをご覧ください。第 7 号報告、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理についてです。  
                         議案書の 11 ページをご覧ください。今月の報告は 1 件です。

議長                ありがとうございました。  
                         ただいまの報告について、ご質問などありますか。

議長                何もないようですので、報告は終了しました。  
                         これで本日予定しました案件は全て終了しました。  
                         これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。